

**大船渡市水道事業運営審議会委員委嘱状交付式及び  
令和３年度第１回大船渡市水道事業運営審議会 会議録**

日 時 令和３年７月１９日（月）１３：３０～１４：３０

場 所 大船渡市役所 議員控室

**《委嘱状交付式》**

**１ 委嘱状交付**

（大浦所長）

議員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

審議会に先立ちまして、ただ今より大船渡市水道事業運営審議会委員の委嘱状交付式を行います。

本日の委嘱状交付でございますが、本年度から２年間にわたり大船渡市の水道事業所の運営に関する事項につきまして、市長の求めに応じ、調査・協議し、また、意見を述べていただくこととなります。

それでは、お手元の名簿をご覧くださいと存じます。

お名前を読み上げ、委員の方々をご紹介申し上げます。なお、名簿順並びに席順につきましては、それぞれの選出区分のあいいうえお順となっておりますので、ご了承願います。

はじめに、学識経験者委員といたしまして、

大船渡市漁業協同組合からご推薦いただきました、崎山恵美子様でございます。

大船渡市農業協同組合からご推薦いただきました、北條一子様でございます。

大船渡商工会議所からご推薦いただきました、細川廣行様でございます。

次に、水道使用者といたしまして、

大船渡湾冷凍水産加工業協同組合からご推薦いただきました、金野弘美様でございます。

社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会からご推薦いただきました、菅原和子様でございます。

大船渡市地域婦人団体連絡協議会からご推薦いただきました、佐藤優子様でございます。

太平洋セメント株式会社大船渡工場からご推薦いただきました、杉森一博様でございます。

大船渡市食生活改善推進員団体連絡協議会からご推薦いただきました、沼田京子様でございます。

次に、公募による委員といたしまして、

上部博子様でございます。

新沼律子様でございます。

以上、大船渡市水道事業運営審議会規則第3条に基づき、学識経験者として、3名の方々、水道使用者7名のうち団体推薦の方5名と公募の方2名の計10名の委員の皆様となっております。

なお、委嘱状の直接の公布は、代表の方への交付とさせていただきます。

それでは、委員の皆様を代表いたしまして、前回運営審議会会長でおられました、細川廣行様にお願いいたします。

細川様、中央へお進みくださるようお願いいたします。

(戸田市長)

委嘱状、細川廣行様、大船渡市水道事業運営審議会委員に委嘱します。

大船渡市長、戸田公明。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 市長あいさつ

(大浦所長)

なお、細川委員以外のみなさまにおかれましては、あらかじめお手元に委嘱状をお届けしておりますので、ご確認いただくとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、戸田市長から挨拶を申し上げます。

(戸田市長)

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、大船渡市水道事業運営審議会委員として、10名の皆様に委嘱状を交付させていただきました。これから当市の水道事業の円滑な運営のために、ご指導、ご助言をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、東日本大震災から10年4カ月が経過いたしまして、復興事業における水道事業の状況につきましては、岩手県施行の防潮堤や県道整備の進捗に伴う配水管布設工事が一部残されておりますが、概ね完了が見込まれる状況となっております。

一方、一昨年度末からのコロナウイルス感染症の影響により、日本はもとより、世界全体での広がり、そして当市におきましてもその影響は皆さまも肌で感じられているとおりでございます。

しかしながら、ワクチン接種の状況が順調に推移することによりまして、コロナ禍以前の状況に完全に戻ることは難しいとしましても、コロナと共存できる状態になっていくものと推察されます。

この様な状況のもと、令和2年7月に水道料金の改定を予定しておりましたが、コロナ禍での厳しい市内経済の状況を勘案いたしまして、9か月間改定を延期したところでございます。この影響によりまして水道事業経営は、営業損失を計上する大変厳しい状況となったところでございます。

今後は、急速な人口減少化社会への移行に伴いまして、給水人口の減少、節水意識の高まりに伴う給水収益の減少が見込まれ、加えまして、立根・日頃市地区での未給水区域の解消整備に17億円、老朽管更新整備に30億円を超える多額の整備費用の投入が見込まれております。

以上を踏まえまして、今後も持続可能な水道事業経営を行い、水の安全で安定的な供給を確保するために、より一層の経営基盤の強化を図ることが必要不可欠でございます。

つきましては、当市水道事業が地方公営企業として、公共の福祉の増進を図るとともに、常に効率的な事業運営を行えるよう委員の皆様にご指導いただきますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(大浦所長)

以上をもちまして、大船渡市水道事業運営審議会委員委嘱状交付式を終了させていただきます。なお、引き続き審議会を開会いたしますが、市長は別用がございますので、ここで退席とさせていただきます。

(市長)

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

## 《水道事業運営審議会》

### 1 開会

(佐藤次長)

それでは続きまして、ただ今より令和3年度第1回大船渡市水道事業運営審議会を開催いたします。

審議に入る前に、水道事業運営審議会の事務局であります大船渡市水道事業所の職員を、大浦所長より紹介させていただきます。

(大浦所長)

それでは、大船渡市水道事業所事務局職員を紹介させていただきます。

水道事業所次長、佐藤悦夫でございます。

庶務業務担当の主幹、海山忠でございます。

施設保安担当の主幹、佐々木秀章でございます。

工務給水担当の主幹、今野稔でございます。

庶務係長の吉田裕勇でございます。

工務給水係長の熊谷健司でございます。

業務係長の及川慎一郎でございます。

庶務係の小田慎悦でございます。

改めまして、私は水道事業所長の大浦公友でございます。なお、今年度より上下水道部長も兼ねておりまして、下水道事業所、簡易水道事業所も担当しております。

以上で事務局職員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 審議会会長及び副会長の互選

(佐藤次長)

それでは、次第に基づきまして、会長及び副会長の互選に入らせていただきます。なお、大船渡市水道事業運営審議会規則第4条の規定により、会長は審議会の議長となることが規定されておりますことから、会長及び副会長が選出されます間は、事務局において、司会を務めさせていただきますことをご了承願います。それではその間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、会長及び副会長の互選につきまして、委員の皆様より進め方、意見等はございませんでしょうか。

(沼田委員)

事務局一任でお願いします

(佐藤次長)

ただいま、沼田委員から事務局一任とのご発言がありました。ほかにご意見等がなければそのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【はい。】

(佐藤次長)

それでは、事務局案の説明をお願いいたします。

(海山主幹)

それでは、事務局案を説明させていただきます。

事務局案といたしましては、会長に細川廣行委員を、副会長に崎山恵美子委員を推薦することで提案いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(佐藤次長)

それでは、事務局の案につきまして、委員の皆様よりご異議とうございませんでしょうか。

【はい。ありません。】

（佐藤次長）

それでは、会長は細川廣行委員、副会長には崎山恵美子委員とすることに決定いたします。お二方には、どうぞよろしくお願いいたします。

細川委員は会長席にご移動していただきまして、引き続き議長として審議会の進行をお願いいたします。

### 3 新会長挨拶

（佐藤次長）

それでは、新しく会長になりました細川会長からご挨拶をお願いいたします。

（細川会長）

新たに会長に選任されました、大船渡商工会議所の細川と申します。一言挨拶を申し述べさせていただきます。

東日本大震災から早 10 年が経過し、一昨年度からはコロナウイルス感染の脅威が世界全体に広がっております。大船渡におきましても、影響は経済をはじめ、ありとあらゆるものに波及しております。非常に懸念されます。

また、当市の水道事業におきましては、4 月より水道料金の改定が行われ、委員の皆様についても、様々な影響を実感されているところと存じます。しかしながら、水道事業は水道料金収入によりサービスを提供する独立採算制を基本として経営されております。水資源が安全で安定的に確保すること、地方公営企業としての効率的な事業運営の両立に向けて、委員の皆様より、適正で的確なご意見を賜りながら進めて参りたいと考えております。改めて、審議の際には、ご協力、ご意見をいただくようお願い申し上げまして、誠に簡単ですけれども、挨拶に代えます。よろしくお願い申し上げます。

（佐藤次長）

ありがとうございました。それでは、「4 説明」に入らせていただきます。ここからは、大船渡市水道事業運営審議会規則第 4 条に基づきまして、会長が会議の議長となりますので、細川会長よろしくお願いいたします。

### 4 説明

（細川会長）

それでは、次第の「4 説明」に入ります。「（1）令和 2 年度大船渡市水道事業決算状況等について」を、事務局から説明願います。

(海山主幹)

はじめに、資料 No. 1 をご覧ください。

―― 資料No. 1「水道事業経営の原則について」を説明

―― 資料No. 2「用語解説」を説明

―― 資料No. 3「令和 3 年度大船渡市水道事業運営審議会開催スケジュール」を説明

―― 資料No. 4「令和 2 年度大船渡市水道事業会計決算の概要」 1 ～ 2 ページを説明

引き続き詳細の方は、吉田から説明いたします。

(吉田係長)

吉田でございます。3 ページ以降につきましてご説明いたします。

―― 資料No. 4「令和 2 年度大船渡市水道事業会計決算の概要」 3 ページ以降を説明

説明は以上です。

(細川会長)

ありがとうございます。何かご意見、ご質問等ありましたら、発言願います。

(杉森委員)

資料No. 4の 9 ページの特別利益について、有形固定資産の振替によるものと概要に記載があったが、その内容を説明していただきたい。

(吉田係長)

有形固定資産の振替についてですが、これは鷹生ダムに関するものです。令和元年度までは無形固定資産のダム使用权として、償却期間55年で年間の償却額を計上しておりましたが、令和 2 年度中に、有形固定資産の構築物、えん堤として償却期間80年で整理しなければならぬということが判明しました。これにより毎年の償却額が令和 2 年度まで過大に計上されていたため、減価償却累計額を調整するために、償却が過大となっていた額を特別利益として計上いたしました。

―― 他に意見無し ―――

(細川会長)

よろしいでしょうか。では、「(2) 料金改定に伴う現在の状況について」を、事務局から説明願います。

(及川係長)

資料No. 5をご覧ください。

――― 資料No.5「料金改定に伴う現在の状況について」を説明

料金改定につきましては、以上となります。

(細川会長)

ただいまの説明についてご意見ありましたら、発言願います。

――― 他に意見無し ―――

よろしいでしょうか、それでは以上で議長を解かせていただきます。進行にご協力いただきましてありがとうございました。

## 5 その他

(佐藤次長)

それでは、次第「5 その他」となります。皆様から何かございますでしょうか。

――― 他に意見無し ―――

## 6 閉会

(佐藤次長)

それでは、以上を持ちまして、令和3年度第1回大船渡市水道事業運営審議会を終了させていただきます。次回の開催につきましては、日程が決まり次第ご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。